

佐那河内村監査委員公表第2号

令和6年4月12日付佐監査第23号により勧告した監査結果の勧告に基づき講じた措置について、地方自治法第242条第9項の規定に基づき、必要な措置を下記のとおり講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を公表します。

令和6年6月3日

佐那河内村監査委員 前河 洋次
同 井開 一文

記

1 監査結果（勧告の内容）

村長は、A社との間で、支払う委託料に相当する期間に渡って将来も業務が継続されるように追加の契約等を行うか、またはすでに履行された業務に相当する委託料となるように検査を行い減額精算（返金を求める）等の対策を講じること。

2 講じた措置

村は、A社より既に履行された業務の内容を確認した結果、令和6年5月13日、A社との間で、委託料49,995,000円に対して、A社が村に金25,414,857円を返還する旨の確認書を締結した。

令和6年5月31日に、納付書添付の領収証書により令和6年5月22日に納付したことを確認した。